

# 放置駐車違反手続の流れ

※ 赤下線が引いてある部分をクリックすると、別ページへリンクします。

## 放置駐車違反

放置車両確認標章の取付

運転者が出頭

※ 県内の警察署又は交番等

運転者の責任追及

交通反則切符(いわゆる青切符)による手続

※ 運転者に違反  
点数が付されます。

- ① 反則金を納付した  
場合  
又は
- ② 公訴提起若しくは家庭裁判所の審判に付された場合

手続終了

反則金を  
納付しない

※ 使用者責任が  
追及されます。

運転者が出頭しない・判明しない

使用者の責任追及

① 弁明通知書(同封書類)  
納付書(振込用紙)

納付

② 放置違反金納付命令書  
納入通知書(振込用紙)

納付

③ 督促状  
納付書(振込用紙)

納付

車検拒否

※ 延滞金が発生  
する場合があります。

常習者には  
車両使用制限命令が  
行われます。

財産の差押え等

徴収

手  
続  
終  
了

